

(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 保健所衛生課	番号 56
許認可等の内容		医薬品販売業の許可の更新（店舗販売業・卸売販売業）	
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第2項	
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第26条及び第34条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条 薬局等構造設備規則第2条及び第3条 事務処理の特例に関する条例別表53（2）	
	基 準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準 第6または第7)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（令和6年12月12日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定（ 年 月 日最終変更）	